

原子力被災者等の健康不安解消に向けた取組について

平成 24 年 4 月
環境省環境保健部
内閣府原子力被災者生活支援チーム

I. 基本的な考え方

- (1) 原子力被災者をはじめ、国民全般として、①個人の健康状態（被ばく状況を含む）、②放射線又は原発事故全般の健康一般に与えるリスク、③当該リスクを回避するための方法・手段に関する情報や知識が十分でないため、依然として不安を感じている状況。
- (2) こうした不安を解消するためには、①情報の受け手毎の情報の整理・伝達、②情報発信人材の育成等の対話推進に向けた取組、③コミュニケーションの場の提供・連携をバランス良く進めていくことが必要。
- (3) チェルノブイリ原発事故においても、放射線による健康影響だけでなく、事故や被ばくの恐怖によるストレスの影響等が顕在化し、事故後 25 年経過した現在でも様々な対策が講じられているところ。

II. 現状の課題と対応の方向性

これまで、国においても、様々な取組を行っているところであり、引き続き必要な措置を講じることとされているが、①関係者の連携、共通理解の不足、②放射線影響に係る人材の不足、③放射線影響に係る拠点等の未整備、連携不足、④国際的な連携の不足等の課題があると考えられる【別紙 1】【別紙 2】。

1. 関係者の連携、共通理解の不足

- (1) 政府部内、自治体、国際機関等との連携が不足しているため、関係者の取組が必ずしも効果的・効率的に行われていない。
具体的には、対象毎に伝えるべき情報等が整理されておらず、その質や量が十分か否か明らかではない。また、原子力被災者等にとっても、情報の混乱や情報へのアクセスの困難といった事態が生じている。

＜対応の方向性＞

① 原子力被災者等の健康不安対策調整会議の設置

関係省庁が連携して原子力被災者等の不安解消に向けた取組を一体的に推進できる司令塔機能を置く。

- 中長期的な取組方針をまとめたアクションプラン等の作成
- 情報（の相関関係等）とその提供方法の全体像を整理した報告書の作成 等

② 調整会議幹事会の設置

関係者間の情報交換、意見交換を行う定例的な調整会議幹事会（例．課長級会合）を置く。

2. 放射線影響に係る人材の不足

(1) 放射線の健康一般に与えるリスクに関する情報を伝達する人材、特に原子力被災者に身近な人材（地元に着した医療福祉等従事者、教育関係者等）の育成の取組が不足している。

(2) また、特に放射線等の影響を受けやすい子どもを中心に、放射線に対する被ばくのリスクや、それを防ぐ方法について、正しい知識を持たせるための教育を一層推進していく必要がある。

(3) 加えて、生産流通分野の事業者に対しても、農作物等の放射性物質の濃度を測定・評価するためのノウハウを教えることは、安全な食品の供給等の観点から有効である。

＜対応の方向性＞

① 医療福祉等従事者、教育関係者それぞれに対する研修カリキュラム、研修教材を作成する。

② 放射線影響を含む広義の心のケアを行える人材（ファシリテーターを含む）を確保・育成する。

③ 子どもに対し、放射線被ばくの基本的な知識及び、放射線防護のために適切な行動等について学習するための教育プログラムを作成、実施する。

- ④ 生産流通分野の事業者に対し、業界団体等を通じた、専門家によるセミナーを実施する。

3. 放射線影響に係る拠点等の未整備、連携不足

- (1) 放射線の健康一般に与えるリスクに関する情報を伝達する人材の育成や原子力被災者等への情報伝達・相談等を行う拠点や窓口が整備されていない。

<対応の方向性>

- ① 放射線について住民が相談できる拠点の設置を目指し、既存の拠点や窓口の機能を拡充する。
- ② 被ばく放射線量を実際に測定できる拠点として、役場、公民館等に測定機器を配備する。

4. 国際的な連携の不足

- (1) 特に人材育成や拠点の設置においては、原子力発電所事故における住民への対応について知見を有する国際機関や諸外国（特にロシア、ウクライナ、ベラルーシ）とのネットワークを構築し、人材交流等の協力を得ることが重要である。

<対応の方向性>

- ① 健康不安対策の実施にあたり、継続的に国際機関の知見を活用できる体制を構築する。